

## 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、明細書の発行を希望されない方を除き、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても平成28年4月1日より、明細書の発行を希望されない方を除き、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書は、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

### 保険外併用療養費に関する掲示事項

#### 初診時保険外併用療養費について

他の保険医療機関からの紹介によらず、当院に直接来院された患者さまについて初診に係る費用として7000円（税込み）を徴収いたします。

但し、緊急その他やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。

#### 再診時保険外併用療養費について

他の病院（200床未満のものに限る）又は診療所に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した患者さまについては3,000円（税込み）を徴収いたします。

但し、緊急その他やむを得ない事情の場合はこの限りではありません。

#### 入院期間が180日を超える場合の入院費用について

入院期間（同じ病気で入院した他の医療機関での期間を含む）が180日を超える方の入院料に関しては1日あたり入院基本料の15%に消費税10%を加算した額 2,712円を徴収いたします。  
(厚生労働省の指定した患者を除く)